「指定通所介護」重要事項説明書
～デイサービス～

事業所は介護保険の指定を受けています。
通所介護（兵庫県指定　第2871600132号）

事業者は利用者に対して通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

（1）法人名　　社会福祉法人　千鳥会
（2）法人所在地　兵庫県淡路市大町畑字丈尺597番地4
（3）電話番号　　(0799)62―5100
（4）代表者氏名　　笠谷　享代
（5）設立年月日　　平成4年4月1日

2. 事業所の概要

（1）建物の構造　　鉄筋コンクリート造　陸屋根　3階建
（2）建物の延べ床面積　2,595.08㎡
（3）施設の周辺環境

平成10年4月に開通した明石海峡大橋を渡れば、淡路島の中央にあります。当ホームは、その山岳の一部にアメニティタウン21として開発されたところで、東は大阪湾、西は播磨灘を一望におさめる抜群の環境を誇ります。緑に囲まれた施設は、まさに高齢者の憩いの館です。

（4）事業所の種類

指定通所介護事業所・平成12年4月1日指定
兵庫県2871600132号
※事業所は特別養護老人ホーム千鳥会ゴールドに併設されています。

（5）事業所の名称　津名デイサービスセンター
（6）事業所の所在地　兵庫県淡路市大町畑字丈尺597番地4
交通機関　　津名一宮インターから車で約5分
淡路交通バス鮎原線　大町小学校前バス停から徒歩約7分
（7）電話番号及び FAX 番号　　電話番号　　(0799)62-5100
FAX 番号　　(0799)62-5530
（8）事業所長(管理者)氏名　笠谷　享代

事業所の運営方針

○ 居宅サービス計画に基づき、要介護者等の心身の特性を踏まえて、入浴、排泄、食事の介護、相談及び援助、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。

○ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

○ 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村保険者、居宅介護支援事業所、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（9） 開設(サービス開始)年月

通所介護　　平成4年5月1日

（10） 事業所が行っている他の業務

事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

①〔指定介護老人福祉施設〕　　平成4年5月1日指定　兵庫県2871600157号

②〔指定短期入所生活介護事業所〕　平成4年5月1日指定　兵庫県2871600157号

淡路市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業(通所型サービス)

③〔通所介護相当サービス〕　　平成30年4月１日指定　淡路市2871600132号

④〔緩和した基準による通所サービス〕平成29年4月1日指定　淡路市2871600132号

（11） 通常の事業の実施地域　淡路市・洲本市

（12） 営業日及び営業時間

	通所介護
営業日	月～土 （1月1日～1月2日は除く）
営業時間	月～土 ８時 30 分～17時30分

（13） 利用定員　通所介護(総合事業通所介護と併せて） 50 人

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画(以下、「通所介護計画」という。)に定めます。

契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。（契約書第3条参照）

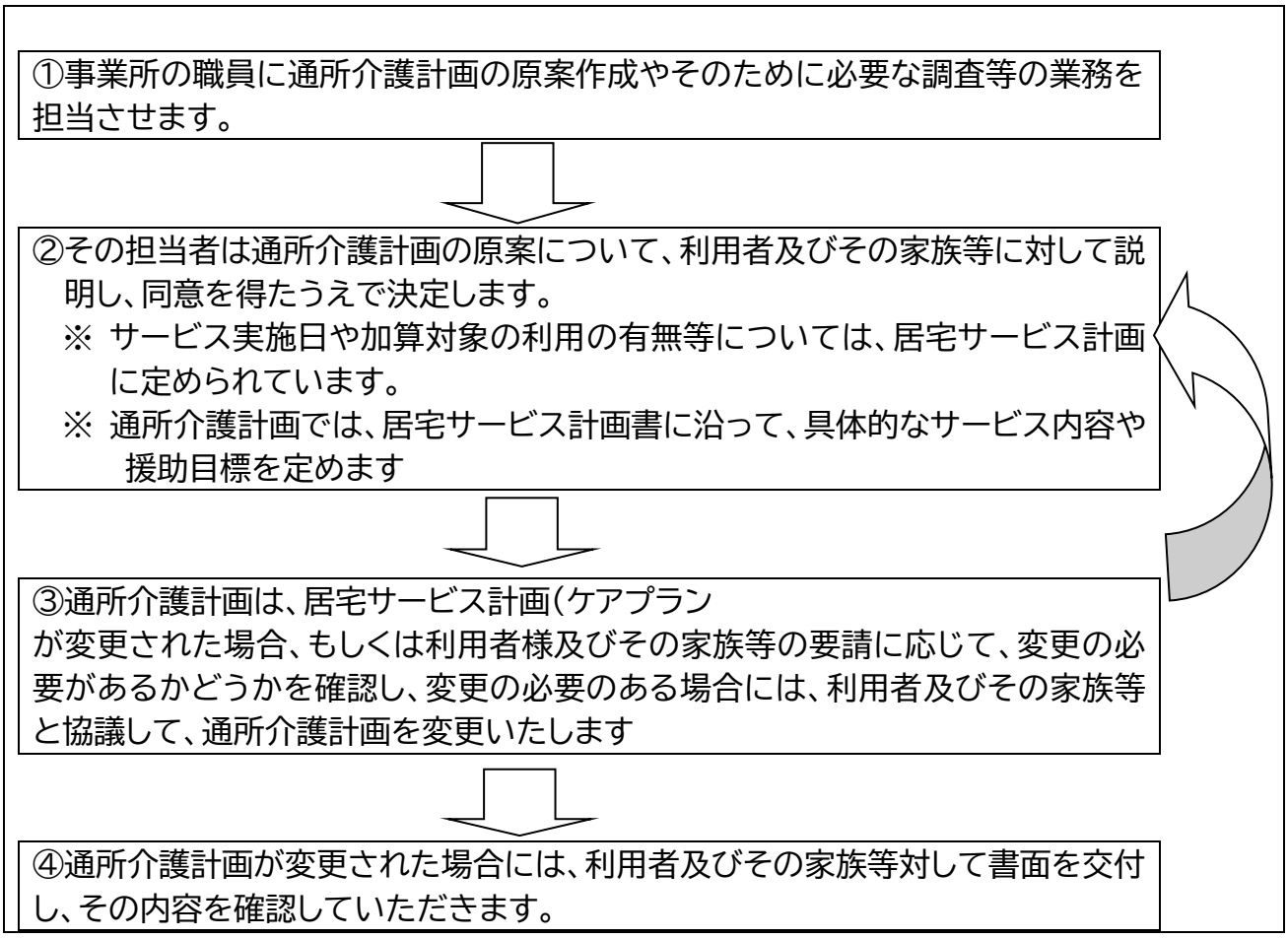

4. 職員の配置状況

事業所では、利用者に対して通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

〇通所介護

職種	通所介護	
	配置人員	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名	1名
2. 生活相談員	1名	1名

3. 介護職員	10 名以上	10 名以上
4. 看護職員	1名	1名
5. 機能訓練指導員 （PT・看護師）	1 名以上	1 名
5. 管理栄養士	1名	1名

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。
（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務時間〉

職種	通所介護
1. 生活相談員	8:30～17:30
2. 介護職員	8:30～17:30 ☆原則として職員1名あたり 利用者様5名のお世話をいたします。
3. 看護職員	8:30～17:30
4. 機能訓練指導員	8:30～17:30　8:30～17:00

〈配置職員の職種〉

生活相談員 ・・・常に利用者の心身状況その置かれている環境等の把握に努め利用者または家族の日常生活上の相談に応じます。

介護職員 ・・・利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

看護職員 ・・・主に利用者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員 ・・・利用者の機能訓練を担当します。

5. 事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

通所介護サービス

また、それぞれのサービスについて

（1）　利用料金が介護保険から給付される場合
（2）　利用料金の全額を利用者にご負担頂く場合

があります。

（1） 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

☆加算対象サービスについては利用者様ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や、実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿って、事業所と利用者様で協議したうえで通所介護計画に定めます。

(i)〈サービスの概要〉

☆共通的サービス

① 食事の介助（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払い頂きます。）

・食事の準備、介助を行います。

・事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事を摂って頂くことを原則としています。

（食事時間）　昼食　12:00

② 入浴

利用者の心身の状況に応じて、入浴又は清拭を行います。寝たきりの方でも特殊浴槽　を使用して入浴することができます。

③ 排泄

利用者の自立に向けた排泄の介助を行います。

④ 送迎サービス

ご家族の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担頂きます。

⑤ 健康管理

看護職員が、健康管理を行います。

☆加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、負担割合に応じて加算額の1割、2 割、3 割を追加料金としてご負担頂きます。

※ 中重度者ケア体制加算は、中重度の要介護者が社会性の維持を図り在宅生活の継続を目指したケアを計画的に実施できる体制を整えている場合に算定します。

※ 個別機能訓練加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定通所介護事業所の理学療法士等が多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行っている場合に算定します。

※ 認知症加算は、認知症の利用者に認知症の症状の進行の緩和に資するケアを計画的に実施する体制を整えている場合に算定します。

※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症（40 歳から 64 歳まで）の利用者を対象に指定通所介護を行った場合に算定します。

※ 栄養改善加算は、低栄養状態又はそのおそれのある利用者に対して個別的に栄養食事相談等の栄養管理を実施し、利用者の心身の状態を維持又は向上させる栄養改善サービスを行った場合に算定します。

※ 栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態の確認を行い、担当する介護支援専門員に栄養状態に関する情報提供を行った場合に算定します。

※ 口腔機能向上加算は、口腔機能の低下又はそのおそれのある利用者に対して、多職種共同で口腔機能改善管理指導計画を作成の上、個別的に口腔清掃又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施等の口腔機能向上サービスを実施した場合に算定します。

※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対して通所介護を行った場合に算定します。サービス提供体制強化加算Ⅰは、介護福祉士 70%以上配置もしくは勤続年数 10 年以上の介護福祉士 25%以上配置している場合に算定します。

※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。これらの加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

※ 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、LIFE を用いて厚生労働省に提出していること。必要に応じて通所介護計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

(ii)〈サービス利用料金（1 日あたり）〉（契約書第 8 条参照）

利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、利用者様の要介護度・負担割合によって異なります。）《表―1参照》

①要介護度別の自己負担金額と利用された各種加算金額を足したものが 1 回当たりの利用者の負担金額になります。

②介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

③利用者に介護保険料の未納がある場合には、自己負担額については《表―1》と異なることがあります。

≪ 表―1 ≫

〇通所介護基本

1 割負担の場合(単位円)

要介護度	ご利用時間	①サービス利用料金	②うち、介護保険から給付される金額	③自己負担 ①-②
要介護1	3時間以上4時間未満	3,700	3,330	370
	4時間以上5時間未満	3,880	3,492	388
	5時間以上6時間未満	5,700	5,130	570
	6時間以上7時間未満	5,840	5,256	584
要介護2	3時間以上4時間未満	4,230	3,807	423
	4時間以上5時間未満	4,440	3,996	444
	5時間以上6時間未満	6,730	6,057	673
	6時間以上7時間未満	6,890	6,201	689
要介護3	3時間以上4時間未満	4,790	4,311	479
	4時間以上5時間未満	5,020	4,518	502
	5時間以上6時間未満	7,770	6,993	777
	6時間以上7時間未満	7,960	7,164	796
要介護4	3時間以上4時間未満	5,330	4,797	533
	4時間以上5時間未満	5,600	5,040	560
	5時間以上6時間未満	8,800	7,920	880
	6時間以上7時間未満	9,010	8,109	901
要介護5	3時間以上4時間未満	5,880	5,292	588
	4時間以上5時間未満	6,170	5,553	617
	5時間以上6時間未満	9,840	8,856	984
	6時間以上7時間未満	10,080	9,072	1,008

〇介護従事者の専門性のキャリアに着目した評価加算

サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護福祉士 70%以上配置もしくは勤続年数 10 年以上の介護福祉士 25%以上配置	22

〇(日額)加算金額　以下のサービスを利用される場合には、それぞれ料金が上記に加算されます。

名称	①サービス利用料金	②うち、介護保険から給付される金額	③自己負担 ①－②
入浴介助加算(Ⅰ) 通常の入浴	400	360	40
入浴介助加算(Ⅱ) 個別の入浴計画必要	550	495	55
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ 但し機能訓練を受けられた場合	560	504	56
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ 但し機能訓練を受けられた場合	760	765	76
中重度者ケア体制加算	450	405	45

※算定要件を満たした場合に限ります

○(月額)加算金額　以下のサービスを利用される場合には、それぞれ料金が上記に加算されます。

介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	[介護報酬(自己負担)の合計＋日額加算]×12%(1 円未満四捨五入)		
科学的介護推進体制加算	①サービス利用料金	②うち、介護保険から給付される金額	③自己負担 ①－②
	400	360	40

２割負担の場合（単位円）

要介護度	ご利用時間	①サービス利用料金	②うち、介護保険から給付される金額	③自己負担 ①-②
要介護1	3時間以上4時間未満	3,700	2,960	740
	4時間以上5時間未満	3,880	3,104	776
	5時間以上6時間未満	5,700	4,560	1,140
	6時間以上7時間未満	5,840	4,672	1,168
要介護2	3時間以上4時間未満	4,230	3,384	846
	4時間以上5時間未満	4,440	3,552	888
	5時間以上6時間未満	6,730	5,384	1,346
	6時間以上7時間未満	6,890	5,512	1,378
要介護3	3時間以上4時間未満	4,790	3,832	958
	4時間以上5時間未満	5,020	4,016	1,004
	5時間以上6時間未満	7,770	6,216	1,554
	6時間以上7時間未満	7,960	6,368	1,592
要介護4	3時間以上4時間未満	5,330	4,264	1,066
	4時間以上5時間未満	5,600	4,480	1,120
	5時間以上6時間未満	8,800	7,040	1,760
	6時間以上7時間未満	9,010	7,208	1,802
要介護5	3時間以上4時間未満	5,880	4,704	1,176
	4時間以上5時間未満	6,170	4,936	1,234
	5時間以上6時間未満	9,840	7,872	1,968
	6時間以上7時間未満	10,080	8,064	2,016

〇介護従事者の専門性のキャリアに着目した評価加算

サービス提供体制強化Ⅰ	介護福祉士 70%以上配置もしくは勤続年数 10 年以上の介護福祉士 25%以上配置	44

〇(日額)加算金額　以下のサービスを利用される場合には、それぞれ料金が上記に加算されます。

名称	①サービス利用料金	②うち、介護保険から給付される金額	③自己負担 ①－②
入浴介助加算(Ⅰ) 通常の入浴	400	320	80
入浴介助加算(Ⅱ) 個別の入浴計画必要	550	440	110
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ 但し機能訓練を受けられた場合	560	448	112

個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ 但し機能訓練を受けられた場合	760	680	152
中重度者ケア体制加算	450	360	90

※算定要件を満たした場合に限ります

○(月額)加算金額

介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	[介護報酬(自己負担)の合計＋日額加算]×12%(1円未満四捨五入)		
科学的介護推進体制加算	①サービス利用料金	②うち、介護保険から給付される金額	③自己負担 ①－②
	400	320	80

3割負担の場合（単位円）

要介護度	ご利用時間	①サービス利用料金	②うち、介護保険から給付される金額	③自己負担 ①-②
要介護1	3時間以上4時間未満	3,700	2,590	1,110
	4時間以上5時間未満	3,880	2,716	1,164
	5時間以上6時間未満	5,700	3,990	1,710
	6時間以上7時間未満	5,840	4,088	1,752
要介護2	3時間以上4時間未満	4,230	2,961	1,269
	4時間以上5時間未満	4,440	3,108	1,332
	5時間以上6時間未満	6,730	4,711	2,019
	6時間以上7時間未満	6,890	4,823	2,067
要介護3	3時間以上4時間未満	4,790	3,353	1,437
	4時間以上5時間未満	5,020	3,514	1,506
	5時間以上6時間未満	7,770	5,439	2,331
	6時間以上7時間未満	7,960	5,572	2,388
要介護4	3時間以上4時間未満	5,330	3,731	1,599
	4時間以上5時間未満	5,600	3,920	1,680
	5時間以上6時間未満	8,800	6,160	2,640
	6時間以上7時間未満	9,010	6,307	2,703
要介護5	3時間以上4時間未満	5,880	4,116	1,764
	4時間以上5時間未満	6,170	4,319	1,851
	5時間以上6時間未満	9,840	6,888	2,952
	6時間以上7時間未満	10,080	7,056	3,024

○介護従事者の専門性のキャリアに着目した評価加算

サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護福祉士 70%以上配置もしくは勤続年数 10 年以上の介護福祉士 25%以上配置	66

○(日額)加算金額　以下のサービスを利用される場合には、それぞれ料金が上記に加算されます。

名称	①サービス利用料金	②うち、介護保険から給付される金額	③自己負担 ①－②
入浴介助加算(Ⅰ) 現行の入浴	400	280	120
入浴介助加算(Ⅱ) 個別の入浴計画必要	550	385	165
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ 但し機能訓練を受けられた場合	560	392	168
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ 但し機能訓練を受けられた場合	760	595	228
中重度者ケア体制加算	450	315	135

※算定要件を満たした場合に限ります

○(月額)加算金額

介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	[介護報酬(自己負担)の合計＋日額加算]×12%(1円未満四捨五入)		
科学的介護推進体制加算	①サービス利用料金	②うち、介護保険から給付される金額	③自己負担 ①－②
	400	280	120

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第8条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

(i)〈サービスの概要と利用料金〉

① 介護保険給付の支給限度額を超えてのサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合には、前記 5(1)(ii)のサービス利用料金表に定められた「サービス利用料金」欄の全額(自己負担額ではありません。また加算分は含まれます。)が必要となります。

② 複写物の交付

利用者様が、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分を負担いただきます。

1枚につき　10円 (ただし、A3は20円)

③ 食費

料金:1食あたり　800 円(おやつ代含む)

④ 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、事業所のサービスを利用される場合は通常の事業実施地域を越えた部分について実費相当額として下記の料金をいただきます。

1km ごとに100円(片道)

⑤ レクリエーション活動

利用者の希望によりレクリエーション活動に参加していただくことができます。ほとんどのものについては無料ですが、制作物の材料代などにつきましては実費をご負担して頂きます。

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活上の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で、利用者にご負担して頂くことが適当であるものにかかる費用をご負担して頂きます。

おむつ代(実費相当額)　理美容代(実費相当額)

※ 介護保険の給付対象とならないサービスに係わる利用料金については、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前（1 ヶ月前）に変更の内容と事由についてご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法(契約書第8条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は 1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 25 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

①利用者、家族の指定口座からの自動引き落とし。(手数料は事業所負担)

取扱い銀行「淡路信用金庫」「淡路信用組合」「JA 淡路日の出」「ゆうちょ銀行」

②下記指定口座への振込。(手数料は利用者負担)

〇淡路信用金庫(1691)志筑支店(004)　普通預金

口座番号　0269501

口座名義　社会福祉法人　千鳥会　津名デイサービスセンター　総施設長　笠谷享代

〇ゆうちょ銀行

記号-14930　番号-52399911

③施設窓口または送迎時に現金支払い

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第9条参照)

〇利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日までに事業者に申し出て下さい。

〇利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の　申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払い頂く場合があります。但し利用者の体調不良等正当な理由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前々日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日に申し出があった場合	当日利用料金の50%
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の全額

〇介護保険給付の対象となるサービスの取消料については、上表の区分に従い自己負担額の 50%もしくは全額となります
〇サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を利用者様に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項
（1） 持ち込みの制限
利用にあたり、身の回りの品以外は原則として持ち込むことができません。
（2）事業所・設備の使用上の注意（契約書第4章第 13 条参照）
1利用者は、事業所の施設、設備、敷地を本来の用途に従って利用するものとします。
2 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、相当の代価を支払うものとします。
3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業所との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。
（3）利用者の禁止行為（契約書第 4 章第 14 条参照）
利用者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。
1 決められた場所以外での喫煙
2 けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかける事
3 サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすようなハラスメント、宗教活動、政治活動、営利活動などを行うこと
（4） 喫煙
施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

7. 事故発生時の対応について
事故が発生した場合には、利用者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

8.損害賠償について（契約書第 15 条、第 16 条参照）
（1）事業所は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者側に故意又は過失が認められる場合に、利用者の置かれ

た心身の状況を斟酌して相当と認められるときには、損害賠償責任を減じる場合があります。事業所は、前項の損害賠償責任を速やかに履行します。
(2)事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。
1 利用者その家族も含む)が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
2 利用者(その家族も含む)が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
3 利用者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
4 利用者が、事業所もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

9. 非常災害対策
事業所は、事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画を作成し、年に 1 回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

10. サービス提供における事業所の義務(契約書第11条、第12条参照)
事業所は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、利用者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第11条、第12条に規定される義務を負います。事業所では、利用者様に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

1事業所及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全に配慮するものとします。
2事業所は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、主治医と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
3 事業所及びサービス従事者は、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際のご利用者の心身等の状況、緊急やむを得ない理由等について予めご利用者へ説明し、同意を得るものとします。
4 ご利用者に対する感染症対策及び食中毒の発生やまん延を防ぐため、感染症対策委員会を定期的に開催し、職員へ周知徹底、感染症対策指針を作成し、職員への研修を定期的に行うものとします。

5 ご利用者に対する事故発生・再発防止のための措置として、事故発生時の対応等の指針を整備し、事故発生の報告、分析、改善策の職員への周知徹底を図る体制を整備するとともに、事故防止のための委員会、職員への研修を定期的に行うものとします。
6 事業所は、利用者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、5年間保管すると共に利用者の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。但し、利用者は、重要事項説明書記載のコピー代を複写費用として支払います。
7 事業所は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。
8 事業所及びサービス従事者は、個人情報の保護に関する法律並びに「個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）」に基づき、サービスを提供するにあたって知り得た利用者または家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。また、利用目的を明確にし、取り扱うものとします。
9 指定通所介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します
10 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11.守秘義務等（契約書第 12 条参照）

1事業所及びサービス従事者または従業員は、通所介護サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
2事業所は、利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
3前2項に拘らず、利用者に係る他の居宅介護支援事業所等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の同意を得た上で、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

12.利用者の義務、利用者の事業所利用上の注意義務等（契約書第 13 条参照）

1利用者は、事業所の施設、設備、敷地を本来の用途に従って利用するものとします。
2利用者、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但しその場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
3利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、相当の代価を支払うものとします。
4利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

13.利用者の禁止行為（契約書第14条参照）

利用者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。
1 決められた場所以外での喫煙
2 けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかける事
3 サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすようなハラスメント、宗教活動、政治活動、営利活動などを行うこと
4 その他決められた（※重要事項説明書もしくは事業所において定めた規則など）以外の物の持ち込み

14.契約の終了（契約書 18 条～21 条参照）

（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）
1利用者は、以下の各号に基づく契約の終了（その場合は、1 ヶ月以上の期間を置き、理由を通知します。）がない限り、本契約に定めるところに従い事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。
（1）事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
（2）事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
（3）事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
（4）第19条から第21条に基づき本契約が解約又は解除された場合
2事業所は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。
3次の自由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
（1）利用者が介護保険事業所に入所した場合
（2）利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
（3）利用者が死亡した場合

(利用者からの中途解約)
1利用者は、本契約の有効期間中、本契約の全部又は一部を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業所に通知するものとします。
2利用者は、次の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を即時に解約することができます。
(1) 第10条第3項により本契約を解約する場合
3利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
(1) 利用者が入院した場合
(2)利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合
(利用者からの契約解除)
利用者は、事業所もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。その場合は、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業所に通知するものとします。
1 事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
2 事業所もしくはサービス従事者が第12条に定める守秘義務に違反した場合
3 事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
4 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合
(事業所からの契約解除)
事業所は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。その場合は、1ヶ月以上の期間を置き、理由を通知します。
1 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
2 利用者による、第8条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、催告にもかかわらずこれが支払われない場合
3 利用者が、故意又は重大な過失により事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は、利用者が著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
4 利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
5 暴力団関係者による不当な行為の防止等に関する法律(兵庫県暴力団排除条例・ 兵庫県条例第35号)に基づき利用者及び身元引受人等が暴力団関係者又は、暴力団関係者との利害関係者であることが判明した場合、又は施設をその事務所 その他の活動の拠点に供した場合

6 ハラスメント行為により、他のご利用者の安全又は職員の心身の安全に重大な危機が及ぶと事業所が判断した場合、事前の注意や警告をしたにも関わらず、行為が継続した場合は契約を解除することができる。

15. 虐待の防止について

事業所において、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

・研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。

・成年後見制度の利用を支援します。

・当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

・従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

16. 苦情の受付について（契約書第25条参照）

（1） 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者	〔氏名〕 瀬川　理恵 〔職名〕 生活相談員 受付時間　8:30～17:30　月～土
○第三者委員名	〔氏名〕 川端　英樹 〔職名〕 評議委員 連絡先　TEL(0799)62−3206 受付時間　9:00～17:00　月～金
○第三者委員名	〔氏名〕 仲野　和美 〔職名〕 評議委員 連絡先　TEL(0799)65−0055 受付時間　9:00～17:00　月～金
○苦情解決責任者	〔氏名〕 笠谷　享代 〔職名〕 総施設長

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受け付ける事が出来ます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るために双方への助言や話合いへの立会いなどもいたします。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話合いによって円滑な解決に努めます。

（2）行政機関その他苦情受付機関

○国民健康保険団体連合会	所在地　　神戸市中央区三宮町1丁目9番1ー1801号 電話番号　(078)332ー5617 FAX番号 (078)332ー5650 受付時間　9:00～17:15 月～金
○淡路市役所健康福祉部 長寿介護課介護保険係	所在地　　淡路市生穂新島8番地 電話番号　(0799)64ー0001 FAX番号 (0799)64ー2529 受付時間　9:00～17:15 月～金
○兵庫県社会福祉協議会 兵庫県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 神戸市中央区坂口通2丁目 1-1 兵庫県福祉センター内 電話番号 (078)242-6868 FAX番号 (078)271-1709 受付時間 10:00～16:00 月～金

17.身元引受人

身元引受人をご指定下さい。身元引受人の主な責任は以下の通りです。

なお、身元引受人は、民法(債権法)に定める保証人としての責務を負います。

① 重要事項説明書各事項のほか、以下の各項目に従い債務を保証

保証人は、本契約から生じるご利用者の債務を負担するものとする。

1) 前項の保証人の極度額は、通所介護(デイサービス)30 万円を限度とする。

2) 保証人の請求があった時は、事業所は保証人に対し、遅滞なく利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者のすべての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

② 入院等に関する手続き、費用負担

③ 契約終了後のご利用者受け入れ先の確保

④ ご利用者が死亡した場合のご遺体及び残置物の引取り等

⑤ 面談、その他ご利用者に関して必要と思われる事項

※身元引受人が役割を果たせなくなった場合には、新たな身元引受人を立てて頂きます。

18.ハラスメントについて

(ハラスメントの基本的な考え方)

職員も一人の労働者として人格及び尊厳を有することを理解し、相互の信頼関係のもとでサービスの利用を行います。

(ハラスメント行為の禁止)

① 暴行、傷害その他身体的な攻撃

② 脅迫、威嚇、恫喝、強要その他精神的な攻撃

③ 大声による威圧的な言動

④ 人格を否定する発言、侮辱、差別的な発言

⑤ 長時間にわたる執拗な苦情、叱責又は要求

⑥ 同一内容について複数の職員又は部署へ執拗に苦情を申し立てる行為
⑦ 社会通念上相当な範囲を超える要求
⑧ 土下座その他の過度な謝罪を求める行為
⑨ 職員個人への金銭支払、処分、解雇等を要求する行為
⑩ SNS、インターネット、口コミサイト等への誹謗中傷、個人情報の公開又は拡散
⑪ 職員へのつきまとい、待ち伏せ、無断撮影、無断録音
⑫ 性的な言動、身体接触、その他の性的な嫌がらせ行為
⑬ 行政その他関係機関に対し、虚偽又は事実を著しく誇張した申告を繰り返す行為
⑭ 長時間にわたり電話、面談その他の方法で職員を拘束する行為（職員を長時間拘束する行為）
⑮ 他の利用者等から得た不確かな情報のみを根拠として苦情を繰り返す行為
⑯ 送迎時間等について社会通念上著しく過大な要求を繰り返す行為
⑰ 高齢者施設において家族等が威圧的又は人格を否定するような言動を行う行為
⑱ その他職員の就業環境を害する行為

なお、ご利用者本人の認知症、精神疾患、知的障害、発達障害その他心身の状態又は特性に起因する言動については、その状態、故意性、行為の態様、頻度、職員及び他のご利用者への影響等を総合的に考慮し、社会通念に照らして個別具体的に判断します。

（ハラスメント禁止行為の対象者の範囲）

1 ご利用者、ご利用者の家族、親族、身元保証人、緊急連絡先、送迎代行者、友人、知人、その他日常的に施設の職員と関わりを持つ者をいいます。

2 ご利用者本人が未成年者又は判断能力に制約がある場合、保護者、親権者、成年後見人その他の法定代理人等をいいます。

（録音・撮影等）

1 職員との応対を録音、録画又は撮影する場合、法令上認められる場合を除き、事前に事業所へ申し出を行い、承諾を得る必要があります。居室にカメラ等を設置する場合も、事前に承諾を得てください。

2 承諾なく録音、録画又は撮影した内容を SNS その他インターネット上へ公開することは禁止します。

3 前項に違反して無断で録音、録画又は撮影を行った場合、事業所からの提示要求及びデータの消去要求に直ちに応じてください。

（事業所による対応）

1 前項までの行為を行った場合、事業所が次の措置を講じることに異議を申し立てることができません。

① 注意又は警告
② 面談の実施
③ 書面による改善要請
④ サービス提供方法の変更
⑤ 関係機関（行政機関、福祉関係機関等）への相談又は通報
⑥ 警察への通報
⑦ 弁護士への相談及び法的措置
⑧ 法令及び契約の範囲内におけるサービス利用契約の解除その他必要な措置

2 ハラスメント行為により、他のご利用者の安全又は職員の心身の安全に重大な危機が及ぶと事業所が判断した場合、事前の注意や警告なしに、その場でのサービス提供を中止します。
3 ご利用者及び職員の安全確保並びに事故防止及びカスタマーハラスメントへの適切な対応のため、施設内、送迎車両内その他サービス提供場所において録音、録画又は防犯カメラによる撮影を行う場合があります。
4 前項により取得された録音・録画データについて、法人が次の目的のために利用します。
① カスタマーハラスメントその他の迷惑行為の事実確認
② ご利用者及び職員の安全確保
③ 苦情、事故及びトラブルへの対応
④ 法人内部における調査及び再発防止
⑤ 警察、弁護士、裁判所、行政機関その他の関係機関への提出
⑥ その他前各号に関連する正当な目的

（ハラスメント行為による損害賠償）

前項の違反する行為により、事業所又は職員に損害（施設・設備の損壊、職員の負傷や精神的疾患による休職・退職、業務妨害による損害、その他これらに準ずる損害を含む）を与えた場合、その損害を賠償する責任を負う場合があります。

19.重要事項の変更について

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じる場合には、ご利用者にその内容を文書で通知し、口頭で説明及び同意を得るものとします。都度ご報告させて頂きます。

西暦　　年　　月　　日　　場所

通所介護サービスの提供に際し、本書面に基づき本重要事項説明書に記載する重要事項の説明を行い、交付しました。

事業者　　社会福祉法人　千鳥会　　津名デイサービスセンター

「説明者」 職名　　氏名　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の交付及び説明を受け、通所介護サービスの提供開始に同意しました。

『利用者（契約者）』

住所

氏名　　印

私は、契約者が事業者から重要事項の交付及び説明を受け、通所介護サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

□署名代行者　　□身元引受人

住所

氏名　　印

（利用者との関係　　）

□立会人（署名代行した場合は、立会人）

住所

氏名　　印

（利用者との関係　　）